

日本サッカーを応援する自治体連盟規約

(総 則)

第 1 条 本連盟は、「日本サッカーを応援する自治体連盟」と称する。

(目 的)

第 2 条 本連盟は、自治体の首長が公益財団法人日本サッカー協会の役員と情報交換を行い、又は自治体間交流等を行うことによって、サッカーの普及・振興とサッカーを通じたまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サッカーの普及、振興
- (2) サッカーに関する調査及び研究
- (3) サッカーに関する講習会・研究会の開催
- (4) サッカーに関する関係諸団体との協力及び提携
- (5) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

(加 盟)

第 4 条 本連盟は、全国各市（特別区を含む）町村をもって構成する。
ただし、会長が適当と認めた場合には、この限りではない。

- 2 本連盟へ加盟しようとする場合は、会長に届け出るものとする。

(役 員)

第 5 条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
事務局長	1名		

(役員を選出)

第 6 条 役員は総会において選出する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員任務)

第 8 条 会長は本連盟を代表して、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、会務執行のために必要な事項を検討する。

(顧 問)

第 9 条 本部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会において承認を得る。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(会 議)

- 第 10 条 本連盟の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、その議長を務める。
- 2 総会は、会員をもって構成し、毎年1回開催し、事業報告・事業計画・規約の改廃その他重要事項を審議し決定する。ただし、必要により臨時に開催することができる。
 - 3 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて開催し、本連盟の運営に必要な事項を審議し決定する。
 - 4 会議の議事は、出席の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

(事務局)

- 第 11 条 事務局は、事務局長の自治体に置く。
- 2 公益財団法人日本サッカー協会は、事務局の運営に協力する。

(委 任)

- 第 12 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て定める。

(附 則) この規約は、平成25年11月5日より施行する。

(附 則) 平成27年5月15日総会議決分
この改正規約は、平成27年5月15日から、これを施行する。